

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和3年9月17日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 白井 啓一

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

91,651

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

672,813

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

## 別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	257,510
姫路市	139,694
尼崎市	129,232
明石市	83,885
西宮市	132,945
洲本市	12,237
芦屋市	26,674
伊丹市	55,854
相生市	8,077
豊岡市	22,295
加古川市	73,255
たつの市	21,009
赤穂市	13,184
西脇市	11,123
宝塚市	64,546
三木市	21,360
高砂市	24,916
川西市	43,984
小野市	13,107
三田市	30,748
加西市	12,087
丹波篠山市	11,380
養父市	6,468
丹波市	17,589
南あわじ市	13,030
朝来市	8,312
淡路市	12,301
宍粟市	10,354
加東市	10,729

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,414
多可町	5,704
稲美町	8,540
播磨町	9,488
神河町	3,149
市川町	3,335
福崎町	5,156
太子町	9,268
上郡町	4,208
佐用町	4,690
香美町	4,821
新温泉町	3,978